

京都市における自転車利用の変化と放置自転車減少要因分析業務に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本市はこれまで、駐輪場整備や放置自転車の撤去強化などの取組を実施してきたことにより、放置自転車は漸減してきたが、コロナ禍を契機に放置自転車が大幅に減少した。

このコロナ禍による放置自転車の大幅な減少は、一過性のものであり、コロナ禍収束後は、コロナ禍以前の放置自転車台数と同等の状況に戻ると想定していたが、現時点においても、その兆候は見られない。

この状況を踏まえ、より効果的かつ効率的な放置自転車対策や駐輪施策となるよう、現在の方向性を大きく見直す必要があると考えており、これを具現化するには、自転車の利用の変化の状況やその要因を把握・分析することが極めて重要である。

そこで、様々なデータや専門的な知見をもって、今後の放置自転車の状況の見込みを予測することなどにより、今後の放置自転車対策及び駐輪施策の方向性を決める検討材料とするため、要因分析を行うものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 京都市における自転車利用の変化と放置自転車減少要因分析業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日(月)から令和6年9月30日(月)まで
- (4) 契約上限額 金3,100,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者(以下「受託希望者」という。)は、次の要件を満たさなければならない。

ア 本市の競争入札参加有資格者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。

イ 受託希望者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

ウ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 代表者が、事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

キ 予定技術者のうち、平成26年4月以降、同種又は類似業務[※]について完了した実績を有すること。

※ 同種業務：国又は地方公共団体から受託した、「放置自転車の対策に関する業務(調査・分析等)」、「駐輪対策に関する業務(調査・分析等)」を指す。

類似業務：国又は地方公共団体から受託した、「交通調査に関する業務(調査・分析等)」を指す。

ク 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「都市計画及び地方計画部門」に係る技術士資格を取得しているものを統括責任者として配置できること。

なお、配置予定者は、3ヵ月以上の雇用関係があること。

4 失格事項

- 次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外することとする。
- ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合
 - ウ その他不正行為があったと認められる場合

5 応募方法、質問受付等

(1) スケジュール

ア 公 告 令和5年12月22日（金）

イ 質問期間 公告～令和6年1月12日（金）午後5時まで

・電話による質問は受け付けません。「(様式3) 質問書」に質問内容を記載し提出先に持参、FAX又は電子メールにより提出してください。

提出先：京都市建設局自転車政策推進室（担当：田村、飛永）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

FAX 075-213-0017

電子メール jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

・回答は、令和6年1月19日（金）までに京都市ホームページに掲載します。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

ウ 応募期間 公告～令和6年2月2日（金）午後5時まで

※ 郵送の場合は必着

エ プレゼンテーション審査 令和6年2月16日（金）午後2時から（予定）

※ 場所については、当室から別途連絡します。

(2) 提出書類

応募の際は、ア～クまでの書類を正本1部、コピー6部の合計7部を提出してください。

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 企画提案書

※ 提案書の形式は自由ですが、別紙4に基づき採点を行いますので、それぞれの評価項目に沿った企画提案書を作成してください。また、プレゼンテーションにおいて、提案者が説明する時間は、10～15分程度ですので、この時間で説明できる程度の分量としてください。

エ 業務実施体制（様式不問）

オ 予定技術者の経歴及び業務実績等

カ 見積書、経費内訳書

※ 見積書及び経費内訳書は正本1部を提出し、企画提案書には写しを添付してください。

(3) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱い

(ア) 提案は1社につき1件に限ります。

(イ) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

(ウ) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

(エ) 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

(オ) 本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがあります。

(カ) 質問に対する本市の回答の内容を了承したうえで応募してください。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

6 選定方法

(1) 審査体制

事業者の選定を行うため、以下の審査委員により審査を行います。

- 建設局自転車政策推進室長（審査委員長）
- 建設局自転車政策推進室計画調整課長
- 建設局自転車政策推進室利用環境整備課長
- 建設局自転車政策推進室駐輪対策推進係長

(2) 審査期間

プレゼンテーション審査後～令和6年2月26日（月）（予定）

(3) 審査基準及び評価方法

事業者の選定及び評価に当たっては、受託希望者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について、「提案内容評価表(様式4)」に基づいて審査・評価を行います。

(4) 受託候補者の決定

「提案内容評価表(様式4)」に基づいて審査した結果、評価点の最も高い事業者を最も優れた提案をした事業者として受託候補者（第一交渉権者）とします。

なお、最高点において複数の事業者が同点の場合には、提案内容のうち、【業務の趣旨や本市施策の理解度】における点数が高い事業者を受託候補者とします。

ア 応募者が1者のみの場合

評価点が60点に至らない場合には、当該応募者を受託候補者として選定しません。

イ 応募者の全てが一定の評価点に至らない場合

応募者の全てについて、評価点が60点に至らない場合には、当該応募者の全てについて受託候補者として選定しません。

(5) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知します。

イ 通知内容に関して説明を求める場合は、令和6年3月1日（金）午後5時までに京都市建設局自転車政策推進室へ書面を提出してください。

ウ 提出のあったものについては、令和6年3月8日（金）までに書面をもって回答します。

(6) 受託候補者との協議及び契約の締結

企画提案書を基に、受託候補者と協議のうえで本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行うものとします。ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の次順者から順に協議を行い、契約相手方を決定します。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、企画提案書提出の日から契約締結日までの間に、京都市競争入札取扱要領第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

7 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とします。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をもって契約金額とします。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。

ただし、提案内容は実現を確約したものと見なします。

(3) 契約期間

契約の期間は、「2 業務概要」の「(3) 履行期間」に記載のとおり、令和6年4月1日（月）から令和6年9月30日（月）までとします。

(4) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、本市が承認した場合はその限りではありません。

(5) 契約保証金

不要とします。

(6) 留意事項

ア 本市との連絡を密にして業務を実施してください。

イ 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市と協議しその指示に従ってください。

また、本市と受託者の協議により、仕様書の内容は変更する場合があります。

ウ 本業務の準備及び遂行に当たっては、本市と協議しその指示に従ってください。

エ 本業務の実施により得られた成果は、京都市に帰属します。

オ 今回の募集については、令和6年度事業の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった等の理由で、事業を中止、縮小することがあります（予算の不成立等により事業が中止、縮小になった場合、本市は損害金、違約金支払の責を負いません。）。

(7) その他

ア 事業の実施に当たっては、京都市と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとします。

イ 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。

ウ その他、この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、京都市建設局自転車政策推進室が指示するところによるものとします。